

番号：190036

国名：フィジー

担当：地球環境部防災グループ防災第二チーム

案件名：防災の主流化促進プロジェクト詳細計画策定調査（防災行政）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：防災行政
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年4月下旬から2019年6月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.40M/M、現地 0.97M/M、合計 1.37M/M
- (3) 業務日数：準備期間 4日 現地派遣期間 29日 整理期間 4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月3日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>）をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年4月23日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点

- | | |
|-------------------|-----------|
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8 点 |
| ③語学力 | 16 点 |
| ④その他学位、資格等 | 16 点 |
| | (計 100 点) |

類似業務	防災行政又は防災計画に関する各種業務
対象国／類似地域	フィジー／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

フィジーは、前線やサイクロンに伴う洪水が毎年のように発生している。また、環太平洋造山帯に位置する地理的特性から、地震及び津波の自然災害リスクも抱えている。これらのハザードに加え、島嶼国共通の「狭小性」「隔絶性」「遠隔性」といった特徴が災害リスクを増大させている。2016年にはフィジー史上最大のサイクロン・ウィンストンが来襲し、死者44名、損害額1,990百万フィジードル（出典：Post-Disaster Needs Assessment）の深刻な被害をもたらした。フィジーは国連大学が公表した「世界リスク指標（World Risk Index）2018年度版」で世界171カ国中10位に順位付けされており、世界でも自然災害リスクの高い国とされていることから、同国において防災は持続可能な開発を促進する上で喫緊の課題である。

フィジーでは、1995年に策定された国家防災計画（National Disaster Management Plan）及び1998年に制定された国家防災法（National Disaster Management Act）に基づき、国家災害管理局（National Disaster Management Office。以下「NDMO」という。）が同国の中央防災機関として、防災計画の策定モニタリングや関係省庁との調整等を所掌している。災害対応についてはこれまでの災害経験を踏まえ、中央レベルから地方レベルまでの対応体制を構築しており一定の能力を有しているものの、各関係機関に対する防災の主流化の促進や事前防災投資が十分になされていない等、災害リスク削減の観点から解決すべき課題は未だ多い。以上のような状況のもと、本プロジェクトがフィジー政府から要請された。

今回実施する詳細計画策定調査は、本業務従事者に加えて別途派遣予定の評価分析分野の団員とともに関連情報を収集・分析した上で、調査団員として派遣されるJICA職員とともに本プロジェクトに係る協力枠組み、実施体制、成果と活動等を整理する。整理内容を踏まえてプロジェクト内容を先方実施機関と確認・協議し、協議議事録（M/M）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に理解した上で、他の団員と協力・調整しつつ、担当分野に関わる協力計画策定のための必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2019年4月下旬)

- ① 要請書等から要請背景及び内容を把握する。
- ② 当該分野に係る既存の文献、関連報告書、類似する事業等の報告書等の収集・分析・内容把握を行う。また、JICAの類似案件の成果、課題、教訓を把握する。
- ③ 上記をもとに現地調査で相手国の実施機関 (NDMO) 及び関係機関から情報収集すべき内容を検討し、調査事項を整理する。
- ④ 相手国関係機関等と他ドナーへの質問事前質問項目 (案) を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整する。作成した質問項目 (案) は、現地派遣前に JICA に提出することとする。
- ⑤ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 素案 (和文、英文) 等の担当分野関連部分を検討する。
- ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2019年5月上旬～6月上旬)

- ① JICA フィジー事務所との事前打合せを行う。
- ② 他団員と協力し、各ヒアリングの議事録作成及び担当分野に係る情報・資料を収集し、現況を把握し、整理・分析する。具体的な情報収集内容は以下のとおり。なお、調査項目は他分野の団員と役割分担し、重複しないよう適宜調整すること。

【共通】

- (ア) 要請背景・要請内容
- (イ) フィジーの防災分野の政策・上位計画と本プロジェクトの位置づけ
- (ウ) 実施機関である NDMO の組織体制、人員、予算、法令上の役割
- (エ) 関連分野における他ドナーの援助動向・本プロジェクトとの連携可能性の検討 (NDMO を実施機関とした事業・活動を実施している場合)

【担当分野】

- (オ) 防災に関わる NDMO 以外の政府機関、防災関係省庁及び地方自治体の所掌業務、役割分担
- (カ) 関連分野における持続可能な開発目標 (SDGs)、仙台防災枠組 2015-2030、パリ協定に対するフィジー政府の取り組み及び本プロジェクトの位置づけ
- (キ) 関連分野における JICA 及び他援助機関によるこれまでの支援実績及び活用状況
- (ク) 防災情報の伝達体制及びフローに係る現状及び課題
- (ケ) NDMO の防災情報の分析及び発信に係る現状及び課題
- (コ) 発災時に受信する災害情報を基にした、警報発令や住民への避難指示などの基準 (プロトコル)

- (サ) 国家防災法及び国家防災計画の改訂の進捗状況及び内容
 - (シ) 開発政策及び気候変動政策における防災の取り扱い
 - (ス) 地方防災計画の策定・実施・改訂状況
 - (セ) 地方防災計画策定に関わる NDMO の指導権限及び指導状況
 - (ソ) 地方防災計画の策定及び状況に係るモニタリングの仕組みの有無及び実施状況
 - (タ) 国及び地方自治体における災害対応計画の策定状況
 - (チ) パイロット対象地域の選定のための判断材料となる地方における防災に関する取り組み状況・優良及び教訓となる事例
 - (ツ) NDMO 及び地方自治体における地方防災計画の策定・改定に係る組織間の役割の整理及びプロジェクト活動における体制の検討
 - (テ) パイロット事業で発現した成果を実施機関が全国に水平展開するための計画策定及び実施体制の構築に向けたプロジェクト活動の検討
 - (ト) 災害時に特に配慮が必要とされる高齢者、女性、子供、障害者等への配慮の状況
 - (ナ) 防災対策における気候変動リスク及びそれに対する対策の考慮の有無と実施状況
- ③ 他団員と協力し、各面談の議事録を作成する。
 - ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、機材供与等 R/D 記載事項）を他分野の団員とともに検討する。
 - ⑤ 調査結果及び相手国関係機関等のコメントを踏まえたうえで、PDM 案（和文・英文）、及び M/M 案（英文）と R/D 案（英文）の作成に協力する。
 - ⑥ 実施機関に対する R/D 案を含む M/M 案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
 - ⑦ JICA フィジー事務所等へ担当分野に係る現地調査結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間（2019年6月中旬～下旬）

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ③ リスク管理チェックシートの作成に協力する。
- ④ 収集した情報及び資料を分析、整理し、詳細計画策定結果（案）及び詳細計画策定調査結果参考資料（案）（和文）の担当分野に係る部分を作成する。
- ⑤ JICA が作成する本プロジェクトの具体的な投入計画案に対して、技術的な観点からコメントを行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。
電子データをもって提出することとする。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ナンディ⇒スバ⇒ナンディ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は以下を予定しています。

・ 現地派遣：2019年5月7日～2019年6月4日

現地調査の当初約3週間については、本業務従事者と、同期間に別途派遣される評価分析分野の団員による調査となります。また、現地調査期間の最後1週間にJICA職員が合流しプロジェクト内容の最終調整に係る協議及びM/M署名の実施を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

(ア) 総括（JICA本部）

(イ) 調査企画（JICA本部）

(ウ) 防災行政（本コンサルタント）

(エ) 評価分析（別途JICAが契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA フィジー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

(ア) 空港送迎

あり

(イ) 宿舍手配

あり

(ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

(エ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA職員等の到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部防災グループ防災第二チーム (TEL:03-5226-3172) で配布します。
 - ・ 要請書
- ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館等のウェブサイトで公開されています。
 - ・ 仙台防災枠組 2015-2030
http://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframefordrren.pdf
 - ・ 持続可能な開発目標 (SDGs)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000101402.pdf>
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールを送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール：
 - ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。
 「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィジー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
 また、現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録して下さい。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防災ガイダンス（2014年10月）」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務に係る契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以 上